

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月28日提出
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【電話番号】	03-6205-0911
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド
以下「当ファンド」といいます。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

５,０００億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「ＤＣ新興国株」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年8月29日から2026年2月26日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨークの取引所の休業日

・ロンドンの取引所の休業日

・香港の取引所の休業日

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、エマージング株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（預託証書（ＤＲ）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資します。
- ロ 当ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
ベンチマークの詳細については、後述の「２ 投資方針」をご参照ください。
- ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
	年2回	日本			日経225
	年4回	北米			
債券 一般	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり	
公債	年12回(毎月)	アジア			
社債		オセアニア			TOPIX
その他債券	日々				
クレジット属性 ()	その他	中南米			
不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	

その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 株価指数先物取 引)資産配分変更 型)) 資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		中近東(中東) エマージング			その他 (MSCIエマージ ング・マーケット・ インデックス(配当 込み、円換算ベー ス))
--	--	------------------------------	--	--	---

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

商品分類表定義

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) その他資産... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合... 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...
「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）...
「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。
- (3) E T F ... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型... 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型... 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。
なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

属性区分表定義

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
- 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- 大型株... 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株... 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
- 一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- 公債... 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債... 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券... 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性...

目論見書または投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産... 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年 1 回... 目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。

年 2 回... 目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。

年 4 回... 目論見書または投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。

年 6 回（隔月）... 目論見書または投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回（毎月）... 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々... 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

グローバル... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東（中東）... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．投資形態による属性区分

ファミリーファンド... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

５．為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり... 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

６．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

ＴＯＰＩＸ

その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

７．特殊型

ブル・ベア型... 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型... 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型...

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型... 目論見書または投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2011年４月18日

信託契約締結、設定、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

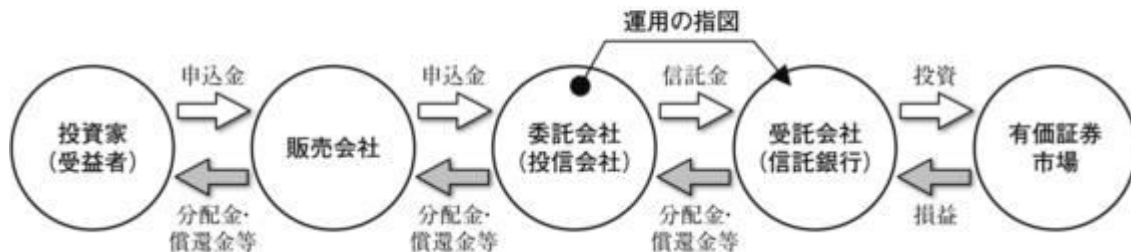
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産

の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



□ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2025年6月30日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年 7 月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年 2 月20日	証券投資顧問業の登録
1987年 6 月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年 1 月 1 日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年 2 月 5 日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年 1 月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月 1 日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年 4 月 1 日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年 4 月 1 日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

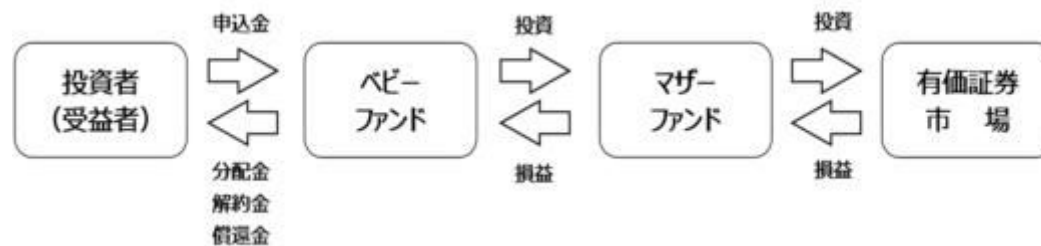
（ハ）大株主の状況

（2025年6月30日現在）

名称	住所	所有 株式数 （株）	比率 （％）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

（１）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況環境に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせる運用を行います。

（ハ）マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

（ニ）外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則として行いません。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資します。



預託証券(DR)とは

Depository Receiptの略で、株式を海外で流通させるために、その株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいい、株式と同様に取引所などで取引されます。

2

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。



MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは

MSCI Inc.が発表するインデックスで、世界の新興国の株式市場の動きを示す代表的な指標です。世界の新興国・地域の株式市場を投資対象とする際に、運用目標や運用評価の基準（ベンチマーク）として、採用されています。

3

ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。

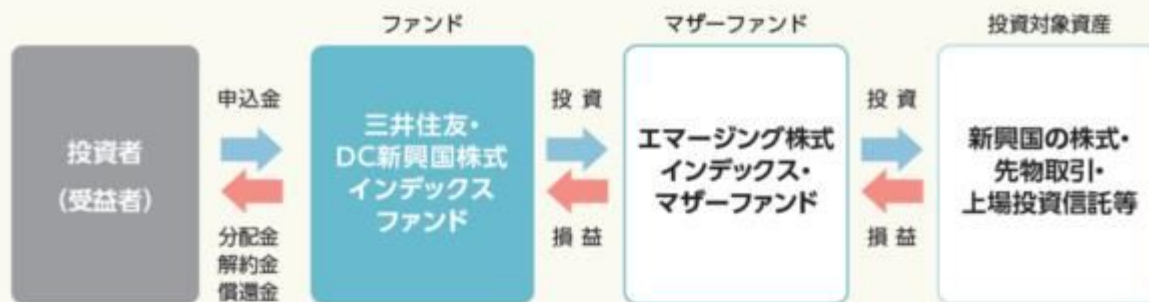
4

外貨建資産について、対円での為替ヘッジは原則として行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

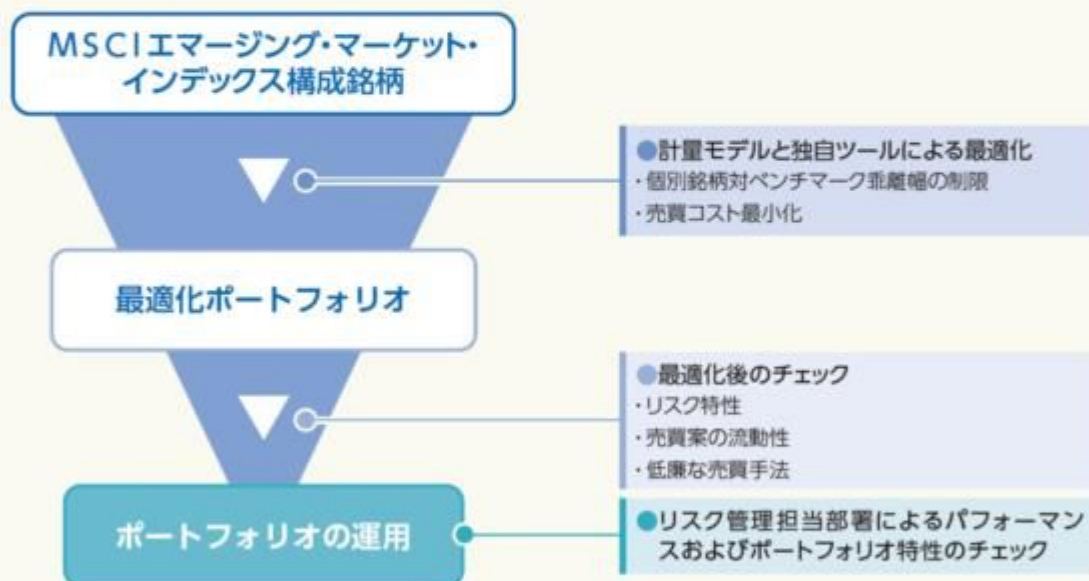
ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



マザーファンドの運用プロセス

■マザーファンドの運用は、運用部 株式クオンツグループが行います。



最適化(法)とは

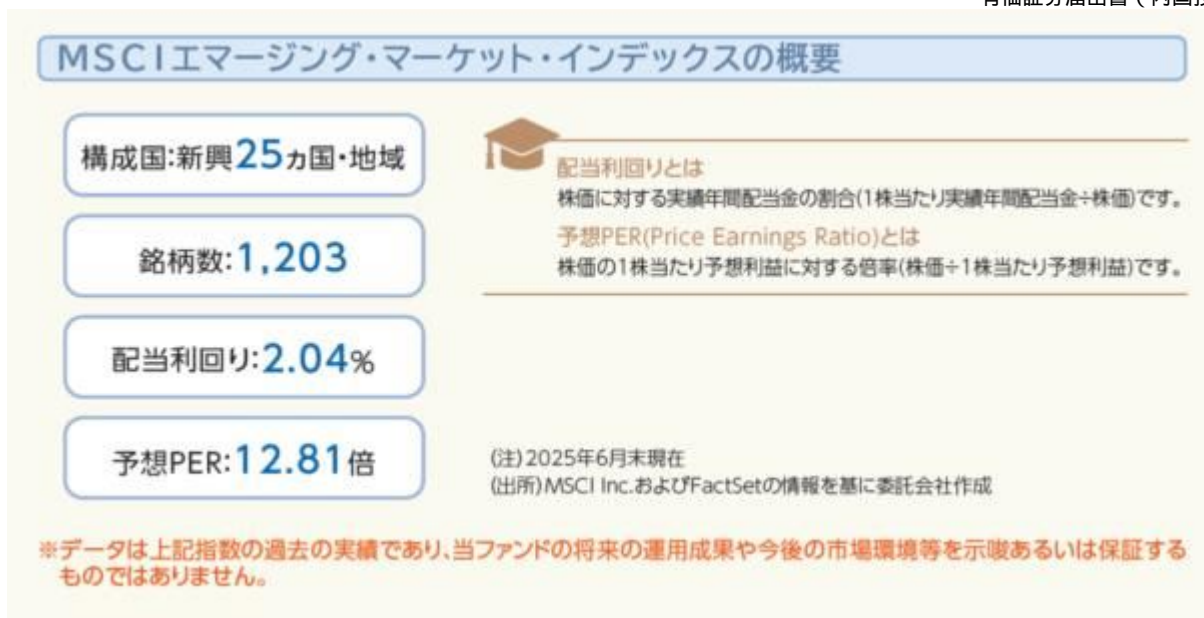
計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるようにインデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

※投資規制やコスト等を勘案し、ベンチマーク構成銘柄の代替としてETFやDR等に投資する場合があります。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf



MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権など

当ファンドは、MSCI INC.（以下「MSCI」といいます。）、その関連会社、情報提供会社またはMSCI INDEXの編集または計算に関連するその他の第三者（総称して「MSCI当事者」といいます。）が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。

MSCI INDEXは、MSCIの専有財産です。

MSCIおよびMSCI INDEXの名称は、MSCIもしくはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。

いかなるMSCI当事者も、委託会社、受益者、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、当ファンドへの投資、もしくはMSCI INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。

MSCIもしくは関連会社は、当ファンド、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体とは無関係にMSCIが決定、構成、計算するMSCI INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなるMSCI当事者も、MSCI INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、委託会社または受益者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。

いかなるMSCI当事者も、当ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、当ファンドの償還価格および数式の決定および算定に参加しておらず、かつその責任を負いません。

さらに、いかなるMSCI当事者も、当ファンドの運営、マーケティング、またはオフリングに関連して、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。

MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのMSCI当事者も、MSCI INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。

MSCI当事者は、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体がMSCI INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。

MSCI当事者は、MSCI INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。

さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、MSCI INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるMSCI当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、およびその他の損害（逸失利益を含む）について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．約束手形
- ４．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１０号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第１１号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１８号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第１９号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第２０号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

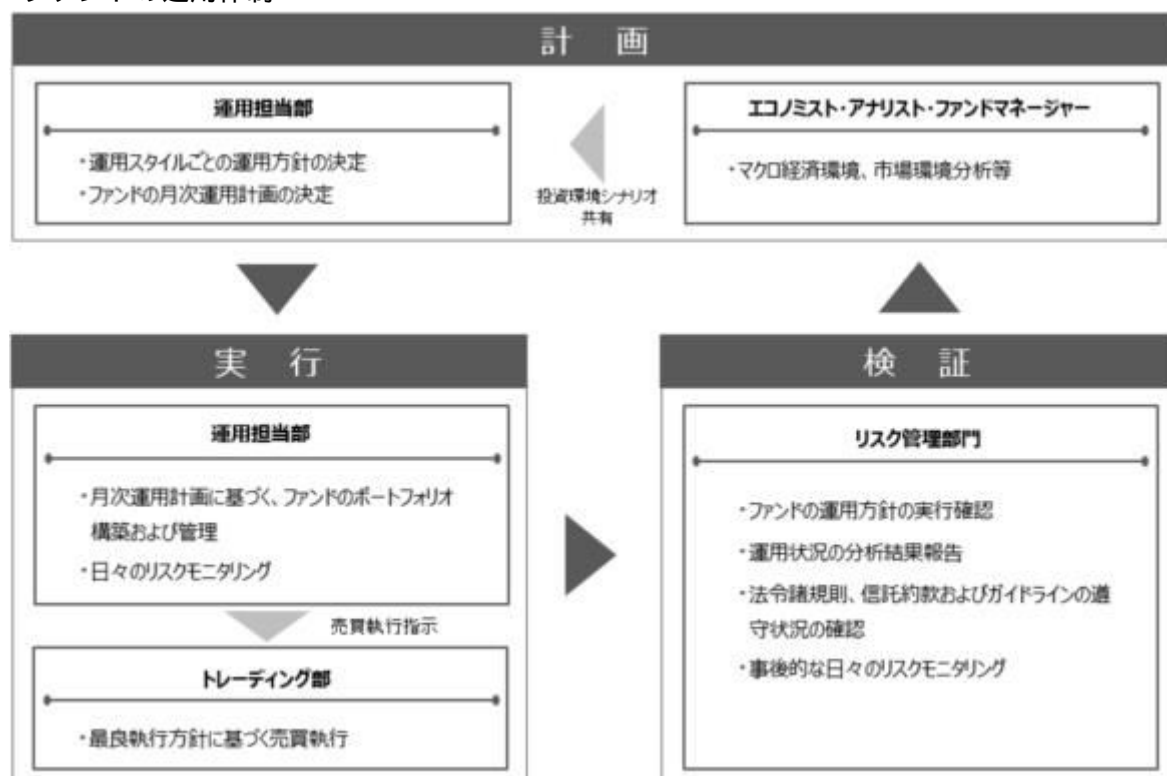
ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約40名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

年１回（原則として毎年11月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については、前記「（１）投資方針」に基づいて運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。
- ロ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
- ニ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ヘ デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ト 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

- イ 投資する株式等の範囲
 - （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - （ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ロ 信用取引の指図
 - （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの

指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- （ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）上記（ロ）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- （二）信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

八 先物取引等の指図

- （イ）委託会社は、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- （ロ）委託会社は、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- （ハ）委託会社は、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

二 スワップ取引の指図

- （イ）委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- （二）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- （ホ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- （イ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (ニ) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 有価証券の空売りの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保

の提供の指図をするものとします。

- （ロ）上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- （二）借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

- （イ）委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- （ロ）外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- （ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- （二）上記（ロ）において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ル 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - １．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - ３．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （二）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ヲ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、

会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

□ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

八 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：エマージング株式インデックス・マザーファンドの投資方針等）

（１）投資方針等

イ 基本方針

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

□ 投資態度

（イ）主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。

（ハ）外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則として行いません。

（二）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「２ 投資方針（２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

□ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第21号）に掲げるものに投資します。

八 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式への投資割合には制限を設けません。

- （ロ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- （ハ）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
- （ニ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
- （ホ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ１０％、合計で２０％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- （ヘ）デリバティブ取引（法人税法第６１条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- （ト）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

３【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかつ

たり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

（イ）ファンド固有の留意点

a．対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

b．株価指数先物取引の利用

MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）との連動性を維持するため、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株価指数先物取引を中心とした運用を行う場合があります。このため、株価指数先物取引と対象インデックスの動きが一致しない場合には、連動性が低下します。

（ロ）投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ハ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

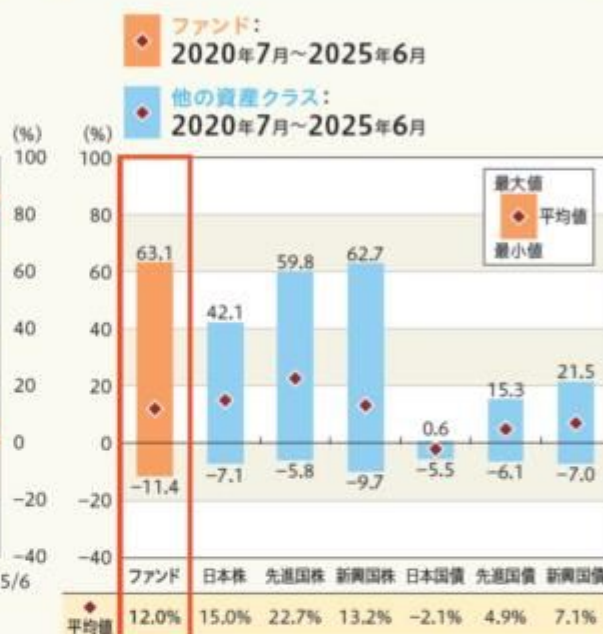


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPM 総研または株式会社JPM 総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年0.374%（税抜き0.34%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き） >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.15%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.16%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われま

す。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

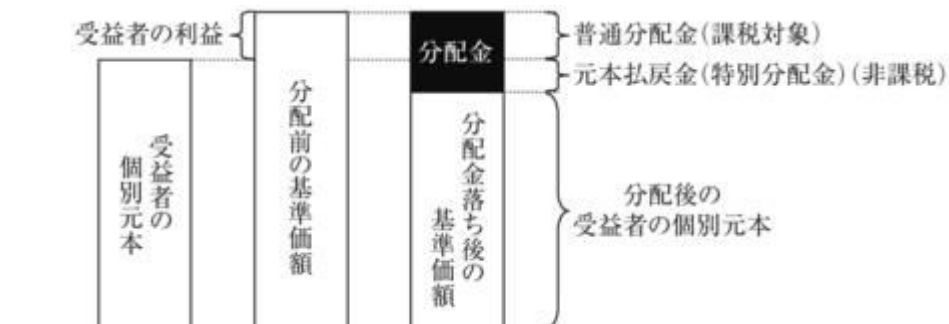
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税

５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、ＮＩＳＡの「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年6月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2023年12月1日～2024年12月2日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.47%	0.37%	0.10%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。

※当ファンドが上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（REIT）に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>）から検索いただけます。

(１) 【投資状況】

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	8,659,458,557	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,380,607	0.03
合計（純資産総額）		8,657,077,950	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(２) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド

イ 主要投資銘柄

2025年6月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株 式インデック ス・マザーファ ンド	3,706,483,995	2.1065	7,807,638,851	2.3363	8,659,458,557	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年6月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

【投資不動産物件】

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド

該当事項はありません。

(３) 【運用実績】

【純資産の推移】

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5期 (2015年11月30日)	128,481,711	128,481,711	10,708	10,708
第6期 (2016年11月30日)	356,215,175	356,215,175	10,386	10,386
第7期 (2017年11月30日)	1,229,216,136	1,229,216,136	13,689	13,689
第8期 (2018年11月30日)	1,639,008,731	1,639,008,731	12,324	12,324
第9期 (2019年12月 2日)	2,200,728,279	2,200,728,279	12,538	12,538
第10期 (2020年11月30日)	3,018,297,691	3,018,297,691	14,303	14,303
第11期 (2021年11月30日)	4,239,642,029	4,239,642,029	15,634	15,634
第12期 (2022年11月30日)	4,869,974,256	4,869,974,256	15,327	15,327
第13期 (2023年11月30日)	6,103,035,694	6,103,035,694	17,028	17,028
第14期 (2024年12月 2日)	7,557,941,487	7,557,941,487	19,401	19,401
2024年 6月末日	7,672,413,918	-	20,742	-
7月末日	7,348,301,133	-	19,527	-
8月末日	7,213,884,475	-	18,991	-
9月末日	7,723,387,806	-	20,145	-
10月末日	8,044,789,801	-	20,748	-
11月末日	7,589,501,787	-	19,482	-
12月末日	7,967,916,627	-	20,509	-
2025年 1月末日	7,953,892,785	-	20,270	-
2月末日	7,919,839,120	-	20,134	-
3月末日	7,993,194,324	-	20,112	-
4月末日	7,580,265,663	-	19,003	-
5月末日	8,187,440,143	-	20,365	-
6月末日	8,657,077,950	-	21,504	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第5期	2014年12月 2日～2015年11月30日	0
第6期	2015年12月 1日～2016年11月30日	0
第7期	2016年12月 1日～2017年11月30日	0
第8期	2017年12月 1日～2018年11月30日	0
第9期	2018年12月 1日～2019年12月 2日	0
第10期	2019年12月 3日～2020年11月30日	0
第11期	2020年12月 1日～2021年11月30日	0
第12期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第13期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0

第14期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0
------	-------------------------	---

【収益率の推移】

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド

	収益率（％）
第5期	13.6
第6期	3.0
第7期	31.8
第8期	10.0
第9期	1.7
第10期	14.1
第11期	9.3
第12期	2.0
第13期	11.1
第14期	13.9
第15期（中間期）	3.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第5期	61,020,556	63,563,587
第6期	358,506,639	135,505,339
第7期	782,081,855	227,087,074
第8期	746,741,715	314,752,997
第9期	735,262,532	309,971,274
第10期	827,025,137	472,082,610
第11期	1,186,712,595	585,029,868
第12期	945,862,313	480,416,622
第13期	888,454,744	481,589,547
第14期	963,333,656	651,961,401
第15期（中間期）	417,881,807	290,844,527

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
-------	------	-------------	-------------

株式	台湾	11,230,996,373	17.64
	インド	10,793,046,479	16.95
	ケイマン諸島	10,240,706,443	16.09
	韓国	6,282,302,417	9.87
	中国	4,197,099,290	6.59
	ブラジル	2,100,202,449	3.30
	南アフリカ	1,643,284,190	2.58
	メキシコ	891,830,512	1.40
	マレーシア	749,067,293	1.18
	インドネシア	698,688,565	1.10
	ポーランド	609,147,232	0.96
	タイ	579,643,179	0.91
	香港	457,357,506	0.72
	ギリシャ	366,761,597	0.58
	トルコ	289,184,626	0.45
	フィリピン	272,233,092	0.43
	チリ	261,984,485	0.41
	バミューダ	227,475,167	0.36
	ハンガリー	170,282,647	0.27
	アメリカ	170,269,529	0.27
	イギリス	148,695,838	0.23
	スイス	108,450,434	0.17
	チェコ	95,781,453	0.15
	ルクセンブルグ	82,337,863	0.13
	オランダ	68,557,908	0.11
	コロンビア	68,492,917	0.11
	エジプト	36,332,121	0.06
	ペルー	15,337,073	0.02
	シンガポール	12,355,076	0.02
	小計	52,867,903,754	83.04
投資信託受益証券	香港	2,179,003,440	3.42
投資証券	アメリカ	3,790,211,332	5.95
	メキシコ	272,385,667	0.43
	ブラジル	89,900,298	0.14
	小計	4,152,497,297	6.52
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,466,446,434	7.02
合計（純資産総額）		63,665,850,925	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,572,768,909	7.18
合計	買建	-	4,572,768,909	7.18

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	-	391,252,225	0.61

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

エマージング株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年6月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・ 半導体製 造装置	1,146,000	4,959.55	5,683,646,659	5,380.02	6,165,502,920	9.68
ケイマ ン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディ ア・娯楽	299,800	7,444.34	2,231,813,007	9,459.72	2,836,024,056	4.45
香港	投資信 託受益 証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	-	2,653,800	816.5255	2,166,895,255	821.0880	2,179,003,440	3.42
アメリ カ	投資証 券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	-	366,966	5,928.93	2,175,716,454	5,540.43	2,033,149,655	3.19
ケイマ ン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	801,000	1,621.82	1,299,074,144	2,067.12	1,655,766,324	2.60
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	220,833	5,789.04	1,278,412,009	6,487.36	1,432,623,170	2.25
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	264,009	3,051.80	805,702,188	3,425.33	904,317,947	1.42
アメリ カ	投資証 券	ISHARES MSCI UAE ETF	-	334,412	2,321.42	776,310,506	2,689.12	899,274,565	1.41
ケイマ ン諸島	株式	XIAOMI CORP- CLASS B	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	799,600	588.46	470,530,129	1,087.04	869,195,584	1.37
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・ 半導体製 造装置	25,533	17,336.19	442,644,832	30,302.80	773,721,392	1.22
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネル ギー	283,350	2,193.93	621,649,044	2,576.18	729,960,603	1.15
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	4,475,000	109.10	488,201,767	148.07	662,627,570	1.04
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	246,402	2,211.03	544,801,860	2,485.74	612,491,307	0.96
ケイマ ン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者 サービス	232,660	3,086.12	718,017,414	2,386.14	555,158,401	0.87

ケイマン諸島	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費財・サービス流通・小売り	32,439	14,110.94	457,744,808	15,225.32	493,894,265	0.78
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	585,800	962.35	563,745,953	821.95	481,496,845	0.76
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	71,000	6,318.90	448,642,009	6,401.23	454,487,152	0.71
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	-	80,499	4,757.40	382,966,282	5,389.10	433,817,494	0.68
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	155,643	3,131.90	487,458,058	2,733.60	425,465,704	0.67
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI QATAR ETF	-	157,661	2,634.74	415,395,031	2,689.12	423,969,616	0.67
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	119,394	2,771.45	330,894,399	3,446.07	411,440,081	0.65
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自動車部品	172,500	1,728.40	298,149,583	2,290.25	395,067,780	0.62
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	3,056,000	85.01	259,802,388	116.54	356,148,684	0.56
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	7,651	33,291.53	254,713,465	44,769.15	342,528,734	0.54
ケイマン諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	81,000	2,498.33	202,364,803	3,831.83	310,378,392	0.49
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	312,000	827.98	258,330,488	929.38	289,965,312	0.46
ケイマン諸島	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	150,244	1,782.98	267,881,689	1,918.73	288,278,045	0.45
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	3,307,000	67.57	223,461,147	86.11	284,781,643	0.45
ケイマン諸島	株式	JD.COM INC-CLASS A	一般消費財・サービス流通・小売り	114,685	2,657.09	304,728,711	2,402.73	275,557,319	0.43
ケイマン諸島	株式	TRIP.COM GROUP LTD	消費者サービス	29,100	9,313.37	271,018,947	8,467.65	246,408,556	0.39

□ 種類別・業種別投資比率

2025年6月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
----	----	---------

株式（外国）	エネルギー	3.25
	素材	4.35
	資本財	4.19
	商業・専門サービス	0.02
	運輸	1.48
	自動車・自動車部品	3.29
	耐久消費財・アパレル	0.97
	消費者サービス	2.10
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.27
	生活必需品流通・小売り	1.04
	食品・飲料・タバコ	1.93
	家庭用品・パーソナル用品	0.49
	ヘルスケア機器・サービス	0.50
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.15
	銀行	13.58
	金融サービス	2.35
	保険	2.68
	ソフトウェア・サービス	1.83
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.44
	半導体・半導体製造装置	12.64
	電気通信サービス	2.02
	公益事業	2.01
	メディア・娯楽	6.57
	不動産管理・開発	0.88
投資信託受益証券	-	3.42
投資証券	-	6.52
合 計		92.98

投資不動産物件

エマージング株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2025年6月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価（円）	評価額	時価（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	アメリカ	ICE-USA	MSCI EMGMT SE P25 2025年9月	買建	513	アメリカ・ドル	31,054,338.00	4,496,978,685	31,577,715.00	4,572,768,909	7.18

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2025年6月30日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	2,702,569.95	390,700,000	391,252,225	0.61

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

参考情報



■エマージング株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	台湾	17.64
	インド	16.95
	ケイマン諸島	16.09
	韓国	9.87
	中国	6.59
	その他	15.90
投資証券	アメリカ・その他	6.52
投資信託受益証券	香港	3.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7.02
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 7.18%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	9.68
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	4.45
香港	投資信託受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	—	3.42
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	—	3.19
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	2.60
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.25
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1.42
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	—	1.41
ケイマン諸島	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.37
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	1.22

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース))は、米ドルベースのMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)を委託会社が円換算したものです。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したも

のを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ ニューヨークの取引所の休業日
- ・ ロンドンの取引所の休業日
- ・ 香港の取引所の休業日

- (ホ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ロンドンの取引所の休業日
- ・香港の取引所の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して６営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象の評価方法 >

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「ＤＣ新興国株」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2011年４月18日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年12月１日から翌年11月30日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
- e．上記b～dまでの取扱い、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が

生じている場合であって、上記ｂ～ｄまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（二）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除

きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- （ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ニ）書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- （ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

二 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

- １．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期（2023年12月1日から2024年12月2日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第13期 （2023年11月30日現在）	第14期 （2024年12月 2日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	158,680	46,825
コール・ローン	9,528,316	8,638,613
親投資信託受益証券	6,114,193,024	7,572,395,638
未収入金	2,370,375	1,150,498
流動資産合計	6,126,250,395	7,582,231,574
資産合計	6,126,250,395	7,582,231,574
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,057,217	9,806,696
未払受託者報酬	964,592	1,263,054
未払委託者報酬	9,967,866	13,052,012
その他未払費用	225,026	168,325
流動負債合計	23,214,701	24,290,087
負債合計	23,214,701	24,290,087
純資産の部		
元本等		
元本	3,584,193,460	3,895,565,715
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,518,842,234	3,662,375,772
（分配準備積立金）	836,377,156	1,444,307,736
元本等合計	6,103,035,694	7,557,941,487
純資産合計	6,103,035,694	7,557,941,487
負債純資産合計	6,126,250,395	7,582,231,574

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期 自 2022年12月 1日 至 2023年11月30日	第14期 自 2023年12月 1日 至 2024年12月 2日
営業収益		
受取利息	107	10,013
有価証券売買等損益	608,620,220	870,678,832
営業収益合計	608,620,327	870,688,845
営業費用		
支払利息	3,703	866
受託者報酬	1,797,003	2,342,518
委託者報酬	18,569,879	24,206,911
その他費用	419,337	312,224
営業費用合計	20,789,922	26,862,519
営業利益又は営業損失（ ）	587,830,405	843,826,326
経常利益又は経常損失（ ）	587,830,405	843,826,326
当期純利益又は当期純損失（ ）	587,830,405	843,826,326
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	40,718,489	100,012,921
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,692,645,993	2,518,842,234
剰余金増加額又は欠損金減少額	537,615,802	866,438,563
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	537,615,802	866,438,563
剰余金減少額又は欠損金増加額	258,531,477	466,718,430
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	258,531,477	466,718,430
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,518,842,234	3,662,375,772

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第14期	
	自 2023年12月1日	至 2024年12月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023年12月1日から2024年12月2日までとなっております。	

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第13期	第14期
	（2023年11月30日現在）	（2024年12月2日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,584,193,460口	3,895,565,715口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7028円 （1万口当たりの純資産額17,028円）	1口当たり純資産額 1.9401円 （1万口当たりの純資産額19,401円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第13期	第14期
	自 2022年12月1日 至 2023年11月30日	自 2023年12月1日 至 2024年12月2日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（132,192,570円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（258,453,370円）、収益調整金（2,213,660,899円）、および分配準備積立金（445,731,216円）より、分配対象収益は3,050,038,055円（1万口当たり8,509.69円）であります、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（165,584,452円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（578,228,953円）、収益調整金（2,618,014,275円）、および分配準備積立金（700,494,331円）より、分配対象収益は4,062,322,011円（1万口当たり10,428.07円）であります、分配を行っておりません。
----------	--	---

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	第14期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第14期 (2024年12月2日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第13期（自 2022年12月1日 至 2023年11月30日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	598,282,262円
合計	598,282,262円

第14期（自 2023年12月1日 至 2024年12月2日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	848,208,273円
合計	848,208,273円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第14期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第13期 (2023年11月30日現在)	第14期 (2024年12月2日現在)
期首元本額	3,177,328,263円	3,584,193,460円
期中追加設定元本額	888,454,744円	963,333,656円
期中一部解約元本額	481,589,547円	651,961,401円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	3,600,587,532	7,572,395,638	
	親投資信託受益証券 小計		7,572,395,638	
合 計			7,572,395,638	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンドは、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2024年12月2日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	1,854,121,745
金銭信託	2,016,737
コール・ローン	372,062,775
株式	43,984,447,995
投資信託受益証券	2,074,279,380
投資証券	3,708,729,672
派生商品評価勘定	8,218,537
未収配当金	43,725,090
差入委託証拠金	856,555,499
流動資産合計	52,904,157,430
資産合計	52,904,157,430
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	107,263,166
未払解約金	2,752,688
流動負債合計	110,015,854
負債合計	110,015,854
純資産の部	
元本等	
元本	25,103,281,976
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	27,690,859,600
元本等合計	52,794,141,576
純資産合計	52,794,141,576
負債純資産合計	52,904,157,430

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2023年12月1日 至 2024年12月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2024年12月2日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	25,103,281,976口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1031円 （1万口当たりの純資産額21,031円）

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023年12月1日 至 2024年12月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資信託受益証券、投資証券を組み入れております。

	2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年12月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2024年12月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	MSCI EMGMKT DEC24	4,036,218,367	-	3,940,109,865	96,108,502
	小計	4,036,218,367	-	3,940,109,865	96,108,502
合 計		4,036,218,367	-	3,940,109,865	96,108,502

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,151,500,000	-	1,148,563,873	2,936,127
	小計	1,151,500,000	-	1,148,563,873	2,936,127
合 計		1,151,500,000	-	1,148,563,873	2,936,127

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年12月1日 至 2024年12月2日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2024年12月2日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	20,155,110,227円
同期中における追加設定元本額	7,329,056,494円
同期中における一部解約元本額	2,380,884,745円
2024年12月2日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	13,060,173,069円
三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド	3,600,587,532円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	200,543,312円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	305,210,704円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	205,043,464円
イオン・バランス戦略ファンド	27,416,039円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	93,332,143円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	129,079,159円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	100,737,280円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	495,929,929円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	339,115,221円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	537,876,809円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	156,796,792円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	20,701,070円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	618,501,212円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	4,826,116,581円
三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド	72,436,082円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	46,792,636円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	31,083,027円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	30,690,216円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	20,746,096円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	17,767,573円

三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	298,679円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	8,293,357円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	39,814,060円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	38,748,926円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	14,945,480円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	64,505,528円
合 計	25,103,281,976円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	45,800	2.190	100,302.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	6,558	12.100	79,351.80	
	SOUTHERN COPPER CORP	3,876	100.350	388,956.60	
	H WORLD GROUP LTD-ADR	8,778	32.170	282,388.26	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	16,231	9.930	161,173.83	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	16,458	46.550	766,119.90	
	PDD HOLDINGS INC	29,927	96.560	2,889,751.12	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	15,698	13.810	216,789.38	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	3,231	42.070	135,928.17	
	CREDICORP LTD	2,910	185.470	539,717.70	
	INTER & CO INC - CL A	9,819	4.620	45,363.78	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	128,221	12.530	1,606,609.13	
	QIFU TECHNOLOGY INC	5,288	38.110	201,525.68	
	STONECO LTD-A	10,214	9.480	96,828.72	
	XP INC - CLASS A	15,095	13.540	204,386.30	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	28,195	1.656	46,690.92	
	AUTOHOME INC-ADR	2,773	27.510	76,285.23	
	KANZHUN LTD - ADR	10,834	13.500	146,259.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	32,436	11.410	370,094.76	
	KE HOLDINGS INC-ADR	27,585	18.850	519,977.25	
アメリカ・ドル小計		419,927		8,874,499.53 (1,333,127,319)	
香港・ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	72,000	9.230	664,560.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	74,000	6.730	498,020.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,080,000	4.160	4,492,800.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	141,000	32.200	4,540,200.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	52,000	5.930	308,360.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	932,000	5.510	5,135,320.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	145,600	8.950	1,303,120.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	176,000	4.620	813,120.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	53,000	20.300	1,075,900.00	

CHINA HONGQIAO GROUP LTD	122,000	11.340	1,383,480.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	216,000	3.320	717,120.00	
CMOC GROUP LTD-H	150,000	5.780	867,000.00	
JIANGXI COPPER CO LTD-H	51,000	12.480	636,480.00	
MMG LTD	232,000	2.640	612,480.00	
SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	25,000	13.760	344,000.00	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	54,000	11.360	613,440.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	240,000	14.940	3,585,600.00	
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	99,000	3.780	374,220.00	
BOC AVIATION LTD	10,300	60.150	619,545.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	126,000	4.080	514,080.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	152,000	3.740	568,480.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	92,000	10.840	997,280.00	
CITIC LTD	233,000	8.630	2,010,790.00	
CRRC CORP LTD - H	203,000	4.550	923,650.00	
FOSUN INTERNATIONAL LTD	72,000	4.220	303,840.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	21,000	19.820	416,220.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	30,000	21.550	646,500.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	89,000	10.720	954,080.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	19,400	27.550	534,470.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	60,140	12.300	739,722.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	114,400	10.880	1,244,672.00	
JD LOGISTICS INC	95,000	13.900	1,320,500.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	50,000	7.890	394,500.00	
ORIENT OVERSEAS INTL LTD	6,000	99.400	596,400.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	78,000	5.120	399,360.00	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	17,300	147.500	2,551,750.00	
BYD CO LTD-H	45,500	253.600	11,538,800.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	23,600	52.350	1,235,460.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	252,000	13.860	3,492,720.00	
GREAT WALL MOTOR CO LTD-H	110,000	12.500	1,375,000.00	
LI AUTO INC-CLASS A	54,800	91.100	4,992,280.00	
NIO INC-CLASS A	66,350	34.200	2,269,170.00	
XPENG INC - CLASS A SHARES	55,800	46.450	2,591,910.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	48,000	12.300	590,400.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	19,900	28.300	563,170.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	53,400	76.900	4,106,460.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	172,000	4.050	696,600.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	109,600	26.450	2,898,920.00	
HISENSE HOME APPLIANCES GR-H	14,000	21.950	307,300.00	
LI NING CO LTD	98,000	15.960	1,564,080.00	
MIDEA GROUP CO LTD	15,000	69.350	1,040,250.00	
SHENZHO INTERNATIONAL GROUP	34,400	59.500	2,046,800.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	81,000	15.520	1,257,120.00	

MEITUAN-CLASS B	213,360	168.700	35,993,832.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	63,100	46.400	2,927,840.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	52,400	18.980	994,552.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	29,000	10.460	303,340.00	
TRIP.COM GROUP LTD	26,900	508.500	13,678,650.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	703,500	83.650	58,847,775.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	68,200	7.130	486,266.00	
JD.COM INC-CLASS A	107,435	143.800	15,449,153.00	
MINISO GROUP HOLDING LTD	13,200	38.700	510,840.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	24,600	89.850	2,210,310.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	33,000	15.320	505,560.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	208,000	3.650	759,200.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	52,850	28.350	1,498,297.50	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	5,000	111.300	556,500.00	
CHINA FEIHE LTD	127,000	5.730	727,710.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	133,000	16.980	2,258,340.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDING	68,000	26.200	1,781,600.00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	91,000	33.100	3,012,100.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	89,000	11.500	1,023,500.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	90,000	9.750	877,500.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	26,000	48.700	1,266,200.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	232,000	4.380	1,016,160.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	14,200	50.000	710,000.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	25,500	22.250	567,375.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	78,400	4.500	352,800.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	24,700	13.000	321,100.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	55,600	20.300	1,128,680.00	
AKESO INC	27,000	73.100	1,973,700.00	
BEIGENE LTD	31,100	128.800	4,005,680.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	54,500	5.250	286,125.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	324,800	5.070	1,646,736.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	50,000	10.780	539,000.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	48,000	19.300	926,400.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	56,500	38.550	2,178,075.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	485,000	3.250	1,576,250.00	
WUXI APPTec CO LTD-H	13,711	47.050	645,102.55	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	150,500	15.000	2,257,500.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,160,000	3.880	4,500,800.00	
BANK OF CHINA LTD-H	3,100,000	3.610	11,191,000.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	377,000	5.620	2,118,740.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	363,000	4.960	1,800,480.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	4,145,000	5.850	24,248,250.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	77,000	2.700	207,900.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	168,000	35.250	5,922,000.00	

CHINA MINSHENG BANKING COR-H	265,100	3.030	803,253.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	2,993,000	4.560	13,648,080.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	326,000	4.410	1,437,660.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	132,000	7.050	930,600.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	58,400	13.540	790,736.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	64,500	22.050	1,422,225.00	
FAR EAST HORIZON LTD	84,000	5.250	441,000.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	136,400	6.920	943,888.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	43,200	13.400	578,880.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	321,000	14.720	4,725,120.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	110,400	24.450	2,699,280.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	61,000	12.280	749,080.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	45,600	23.800	1,085,280.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	397,000	3.710	1,472,870.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	286,000	11.780	3,369,080.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	289,000	44.800	12,947,200.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	141,000	8.760	1,235,160.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	33,000	35.000	1,155,000.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	38,000	34.550	1,312,900.00	
LENOVO GROUP LTD	348,000	9.110	3,170,280.00	
SUNNY OPTICAL TECH	31,500	62.950	1,982,925.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	660,600	27.750	18,331,650.00	
ZTE CORP-H	39,400	18.920	745,448.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	846,000	1.450	1,226,700.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	34,000	20.550	698,700.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	194,000	3.440	667,360.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	1,886,000	1.020	1,923,720.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	17,000	24.450	415,650.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	206,000	2.130	438,780.00	
CGN POWER CO LTD-H	446,000	2.580	1,150,680.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	94,400	6.440	607,936.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	141,000	6.410	903,810.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	211,000	2.960	624,560.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	39,400	27.800	1,095,320.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	78,000	17.780	1,386,840.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	32,300	52.250	1,687,675.00	
GUANGDONG INVESTMENT LTD	154,000	4.880	751,520.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	152,000	4.050	615,600.00	
KUNLUN ENERGY CO LTD	162,000	7.340	1,189,080.00	
BAIDU INC-CLASS A	100,000	81.300	8,130,000.00	
BILIBILI INC-CLASS Z	10,220	149.000	1,522,780.00	
CHINA LITERATURE LTD	12,200	28.300	345,260.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	304,000	2.050	623,200.00	
KINGSOFT CORP LTD	44,400	31.400	1,394,160.00	

	KUAISHOU TECHNOLOGY	118,300	48.200	5,702,060.00	
	NETEASE INC	84,300	134.400	11,329,920.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	280,300	398.000	111,559,400.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	21,000	12.860	270,060.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	175,000	13.340	2,334,500.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	144,000	23.000	3,312,000.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	34,000	29.250	994,500.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	78,900	6.420	506,538.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	80,500	10.920	879,060.00	
	香港・ドル小計	33,006,866		542,321,382.05 (10,466,802,674)	
台湾・ドル	ASIA CEMENT CORP	103,000	42.050	4,331,150.00	
	CHINA STEEL CORP	489,000	21.200	10,366,800.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	167,000	33.850	5,652,950.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	159,000	41.350	6,574,650.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	236,000	38.700	9,133,200.00	
	TCC GROUP HOLDINGS CO LTD	270,676	33.500	9,067,646.00	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	7,000	790.000	5,530,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	141,000	33.400	4,709,400.00	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	5,500	550.000	3,025,000.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	3,000	1,840.000	5,520,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	108,000	26.100	2,818,800.00	
	CHINA AIRLINES LTD	106,000	24.900	2,639,400.00	
	EVA AIRWAYS CORP	120,000	41.550	4,986,000.00	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	47,096	217.000	10,219,832.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	64,000	28.250	1,808,000.00	
	WAN HAI LINES LTD	25,605	83.000	2,125,215.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	75,000	73.200	5,490,000.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	63,000	50.600	3,187,800.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	9,000	530.000	4,770,000.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	21,276	131.000	2,787,156.00	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	6,000	400.000	2,400,000.00	
	POU CHEN	104,000	40.800	4,243,200.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	12,200	614.000	7,490,800.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	27,000	270.500	7,303,500.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	202,000	84.500	17,069,000.00	
	PHARMAESSENTIA CORP	9,000	581.000	5,229,000.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	278,418	17.600	4,900,156.80	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	733,000	37.400	27,414,200.00	
	E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	640,385	27.000	17,290,395.00	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	474,876	27.200	12,916,627.20	
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	358,519	26.050	9,339,419.95	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	524,702	39.750	20,856,904.50	
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	489,039	23.250	11,370,156.75	

TAISHIN FINANCIAL HOLDING	491,828	17.100	8,410,258.80	
TAIWAN BUSINESS BANK	331,530	14.800	4,906,644.00	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	453,197	24.900	11,284,605.30	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	182,299	39.250	7,155,235.75	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	58,988	118.500	6,990,078.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	427,393	33.250	14,210,817.25	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	419,000	65.700	27,528,300.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	359,741	88.000	31,657,208.00	
KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	719,196	17.200	12,370,171.20	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	616,432	11.550	7,119,789.60	
ACCTON TECHNOLOGY CORP	23,000	657.000	15,111,000.00	
ACER INC	111,000	37.850	4,201,350.00	
ADVANTECH CO LTD	18,727	335.500	6,282,908.50	
ASIA VITAL COMPONENTS	13,000	643.000	8,359,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	31,000	588.000	18,228,000.00	
AUO CORP	296,600	15.600	4,626,960.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	26,000	196.500	5,109,000.00	
COMPAL ELECTRONICS	195,000	36.850	7,185,750.00	
DELTA ELECTRONICS INC	85,000	381.000	32,385,000.00	
E INK HOLDINGS INC	37,000	281.000	10,397,000.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	22,000	271.500	5,973,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	537,800	195.500	105,139,900.00	
INNOLUX CORP	331,903	15.150	5,028,330.45	
INVENTEC CORP	110,000	49.000	5,390,000.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	4,480	2,435.000	10,908,800.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	84,000	104.000	8,736,000.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	27,000	171.000	4,617,000.00	
PEGATRON CORP	81,000	94.300	7,638,300.00	
QUANTA COMPUTER INC	117,000	291.000	34,047,000.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	53,000	75.600	4,006,800.00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	56,000	149.000	8,344,000.00	
WISTRON CORP	114,000	113.500	12,939,000.00	
WIWYNN CORP	5,000	1,935.000	9,675,000.00	
WPG HOLDINGS LTD	62,520	70.400	4,401,408.00	
YAGEO CORPORATION	17,427	514.000	8,957,478.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	30,000	114.500	3,435,000.00	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	4,000	2,215.000	8,860,000.00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	146,000	151.500	22,119,000.00	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	3,000	2,915.000	8,745,000.00	
GLOBAL UNICHIP CORP	4,000	1,190.000	4,760,000.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	11,000	410.000	4,510,000.00	
JENTECH PRECISION INDUSTRIAL	4,000	1,385.000	5,540,000.00	
MEDIATEK INC	66,000	1,255.000	82,830,000.00	
NANYA TECHNOLOGY CORP	48,000	33.450	1,605,600.00	

	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	26,000	484.000	12,584,000.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	20,000	476.000	9,520,000.00	
	SILERGY CORP	13,800	421.500	5,816,700.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,062,000	996.000	1,057,752,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	498,000	43.550	21,687,900.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	40,000	89.500	3,580,000.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	159,000	123.000	19,557,000.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	72,000	89.900	6,472,800.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	73,000	113.000	8,249,000.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM C	11,000	960.000	10,560,000.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	73,443	44.800	3,290,246.40	
台湾・ドル小計		14,962,596		2,033,361,698.45 (9,394,741,055)	
エジプト・ ポンド	EASTERN CO SAE	74,510	27.920	2,080,319.20	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	96,608	81.240	7,848,433.92	
	T M G HOLDING	30,309	57.620	1,746,404.58	
エジプト・ポンド小計		201,427		11,675,157.70 (35,354,713)	
トルコ・リ ラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	45,495	147.200	6,696,864.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	143,800	25.780	3,707,164.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	371,264	4.050	1,503,619.20	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	67,420	69.450	4,682,319.00	
	KOC HOLDING AS	31,180	200.500	6,251,590.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	47,908	40.560	1,943,148.48	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	9,051	217.800	1,971,307.80	
	TURK HAVA YOLLARI AO	22,378	285.000	6,377,730.00	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	2,571	967.000	2,486,157.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	20,261	473.500	9,593,583.50	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	10,793	199.600	2,154,282.80	
	COCA-COLA ICECEK AS	39,039	53.200	2,076,874.80	
	AKBANK T.A.S.	126,956	60.850	7,725,272.60	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	46,491	90.500	4,207,435.50	
	TURKIYE IS BANKASI-C	396,383	13.630	5,402,700.29	
	YAPI VE KREDI BANKASI	148,083	29.640	4,389,180.12	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	48,118	90.550	4,357,084.90	
トルコ・リラ小計		1,577,191		75,526,313.99 (327,172,440)	
メキシコ・ ペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	136,300	98.280	13,395,564.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	9,695	293.120	2,841,798.40	
	ALFA S.A.B. -A	166,600	15.470	2,577,302.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	24,300	121.720	2,957,796.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	15,935	375.310	5,980,564.85	
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	7,585	519.090	3,937,297.65	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	11,400	158.260	1,804,164.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	7,195	195.060	1,403,456.70	

	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	13,700	132.650	1,817,305.00	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	232,200	53.900	12,515,580.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	20,700	172.040	3,561,228.00	
	GRUMA S.A.B. -B	8,830	344.960	3,045,996.80	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	56,400	59.770	3,371,028.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	63,600	27.340	1,738,824.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	114,200	135.330	15,454,686.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	86,500	48.000	4,152,000.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B	770,000	15.210	11,711,700.00	
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	47,400	13.530	641,322.00	
メキシコ・ペソ小計		1,792,540		92,907,613.40 (683,874,361)	
フィリピン・ペソ	AYALA CORPORATION	11,640	612.000	7,123,680.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	116,262	22.050	2,563,577.10	
	SM INVESTMENTS CORP	9,035	875.000	7,905,625.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	46,280	370.000	17,123,600.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	19,650	258.000	5,069,700.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	27,990	78.950	2,209,810.50	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	75,036	128.600	9,649,629.60	
	BDO UNIBANK INC	105,634	154.500	16,320,453.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	84,590	76.250	6,449,987.50	
	PLDT INC	2,690	1,297.000	3,488,930.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	14,140	479.000	6,773,060.00	
	AYALA LAND INC	275,600	28.600	7,882,160.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	404,100	26.400	10,668,240.00	
フィリピン・ペソ小計		1,192,647		103,228,452.70 (264,595,170)	
チリ・ペソ	EMPRESAS CMPC SA	48,976	1,535.000	75,178,160.00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	6,452	37,200.000	240,014,400.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	6,352,877	13.500	85,763,839.50	
	EMPRESAS COPEC SA	17,285	6,051.000	104,591,535.00	
	FALABELLA SA	34,870	3,300.000	115,071,000.00	
	CENCOSUD SA	53,544	2,050.000	109,765,200.00	
	BANCO DE CHILE	2,103,508	111.150	233,804,914.20	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	3,769	27,770.000	104,665,130.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	2,903,646	46.400	134,729,174.40	
	ENEL AMERICAS SA	843,379	90.490	76,317,365.71	
	ENEL CHILE SA	971,320	53.600	52,062,752.00	
チリ・ペソ小計		13,339,626		1,331,963,470.81 (205,495,324)	
コロンビア・ペソ	BANCOLOMBIA SA	11,335	38,580.000	437,304,300.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	18,853	35,980.000	678,330,940.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	19,631	16,800.000	329,800,800.00	
コロンビア・ペソ小計		49,819		1,445,436,040.00 (48,968,482)	

インド・ル ピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	70,393	292.100	20,561,795.30	
	COAL INDIA LTD	75,181	416.400	31,305,368.40	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	42,181	383.100	16,159,541.10	
	INDIAN OIL CORP LTD	121,720	138.630	16,874,043.60	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	141,272	256.700	36,264,522.40	
	OIL INDIA LTD	19,843	490.600	9,734,975.80	
	PETRONET LNG LTD	27,436	333.100	9,138,931.60	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	263,592	1,292.200	340,613,582.40	
	AMBUJA CEMENTS LTD	24,411	531.500	12,974,446.50	
	APL APOLLO TUBES LTD	8,772	1,516.400	13,301,860.80	
	ASIAN PAINTS LTD	16,536	2,479.600	41,002,665.60	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	11,352	2,606.250	29,586,150.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	57,899	656.200	37,993,323.80	
	JINDAL STAINLESS LTD	14,795	683.200	10,107,944.00	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	17,586	906.450	15,940,829.70	
	JSW STEEL LTD	26,244	966.000	25,351,704.00	
	NMDC LTD	43,717	230.070	10,057,970.19	
	PI INDUSTRIES LTD	3,459	4,065.500	14,062,564.50	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	6,576	3,066.200	20,163,331.20	
	SHREE CEMENT LTD	324	26,076.450	8,448,769.80	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	1,212	10,681.200	12,945,614.40	
	SRF LTD	5,894	2,265.000	13,349,910.00	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	2,423	4,651.100	11,269,615.30	
	TATA STEEL LTD	322,812	144.540	46,659,246.48	
	ULTRATECH CEMENT LTD	4,814	11,202.150	53,927,150.10	
	UPL LTD	19,410	545.000	10,578,450.00	
	UPL LTD-RIGHTS	2,426	185.379	449,729.45	
	VEDANTA LTD	58,464	453.500	26,513,424.00	
	ABB INDIA LTD	2,065	7,421.250	15,324,881.25	
	ADANI ENTERPRISES LTD	6,462	2,463.150	15,916,875.30	
	ASHOK LEYLAND LTD	56,114	232.080	13,022,937.12	
	ASTRAL LTD	6,604	1,790.500	11,824,462.00	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	162,574	308.000	50,072,792.00	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	39,537	251.090	9,927,345.33	
	CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	26,350	732.250	19,294,787.50	
	CUMMINS INDIA LTD	6,402	3,483.700	22,302,647.40	
	HAVELLS INDIA LTD	11,660	1,718.000	20,031,880.00	
	HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	8,223	4,476.850	36,813,137.55	
	LARSEN & TOUBRO LTD	29,439	3,724.800	109,654,387.20	
	POLYCAB INDIA LTD	2,271	7,297.900	16,573,530.90	
	RAIL VIKAS NIGAM LTD	23,469	435.850	10,228,963.65	
	SIEMENS LTD	4,045	7,560.850	30,583,638.25	
	SUZLON ENERGY LTD	405,457	62.980	25,535,681.86	
	THERMAX LTD	1,883	4,590.100	8,643,158.30	

VOLTAS LTD	10,109	1,658.250	16,763,249.25	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	9,083	815.950	7,411,273.85	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	21,871	1,190.050	26,027,583.55	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	10,064	828.350	8,336,514.40	
GMR AIRPORTS INFRASTRUCTURE	104,248	83.210	8,674,476.08	
INTERGLOBE AVIATION LTD	8,500	4,378.900	37,220,650.00	
BAJAJ AUTO LTD	3,036	9,033.650	27,426,161.40	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	3,466	2,780.150	9,635,999.90	
BHARAT FORGE LTD	10,961	1,332.250	14,602,792.25	
BOSCH LTD	318	34,966.200	11,119,251.60	
EICHER MOTORS LTD	5,571	4,831.850	26,918,236.35	
HERO MOTOCORP LTD	5,124	4,761.700	24,398,950.80	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	40,196	2,966.100	119,225,355.60	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	5,549	11,074.200	61,450,735.80	
MRF LTD	88	125,251.300	11,022,114.40	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	145,045	162.460	23,564,010.70	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	20,802	671.600	13,970,623.20	
TATA MOTORS LTD	89,051	786.450	70,034,158.95	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	4,981	3,590.550	17,884,529.55	
TVS MOTOR CO LTD	10,138	2,434.450	24,680,454.10	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	1,437	15,807.400	22,715,233.80	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	17,778	724.450	12,879,272.10	
PAGE INDUSTRIES LTD	277	44,644.900	12,366,637.30	
TITAN CO LTD	15,743	3,249.000	51,149,007.00	
INDIAN HOTELS CO LTD	36,809	793.350	29,202,420.15	
JUBILANT FOODWORKS LTD	14,355	644.550	9,252,515.25	
ZOMATO LTD	285,561	279.760	79,888,545.36	
TRENT LTD	8,031	6,795.400	54,573,857.40	
AVENUE SUPERMARTS LTD	7,398	3,709.600	27,443,620.80	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	4,328	4,941.150	21,385,297.20	
ITC LTD	132,436	476.750	63,138,863.00	
MARICO LTD	23,047	644.950	14,864,162.65	
NESTLE INDIA LTD	15,176	2,234.650	33,913,048.40	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	24,849	958.650	23,821,493.85	
UNITED SPIRITS LTD	12,742	1,529.100	19,483,792.20	
VARUN BEVERAGES LTD	48,407	621.200	30,070,428.40	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	5,865	2,889.750	16,948,383.75	
DABUR INDIA LTD	21,140	527.150	11,143,951.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	16,369	1,244.650	20,373,675.85	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	36,030	2,496.150	89,936,284.50	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	4,541	6,828.900	31,010,034.90	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	32,458	979.750	31,800,725.50	
ALKEM LABORATORIES LTD	2,057	5,642.450	11,606,519.65	
AUROBINDO PHARMA LTD	11,043	1,262.600	13,942,891.80	

CIPLA LTD	21,693	1,533.900	33,274,892.70	
DIVI'S LABORATORIES LTD	5,382	6,172.700	33,221,471.40	
DR. REDDY'S LABORATORIES	26,343	1,202.300	31,672,188.90	
LUPIN LTD	9,298	2,050.750	19,067,873.50	
MANKIND PHARMA LTD	4,543	2,561.200	11,635,531.60	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	42,156	1,780.900	75,075,620.40	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	3,991	3,324.200	13,266,882.20	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	10,229	965.950	9,880,702.55	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	16,362	583.350	9,544,772.70	
AXIS BANK LTD	98,660	1,136.300	112,107,358.00	
BANK OF BARODA	38,009	246.400	9,365,417.60	
CANARA BANK	82,629	102.010	8,428,984.29	
HDFC BANK LIMITED	243,369	1,796.050	437,102,892.45	
ICICI BANK LTD	224,737	1,300.100	292,180,573.70	
IDFC FIRST BANK LTD	131,058	64.080	8,398,196.64	
INDUSIND BANK LTD	10,740	995.850	10,695,429.00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	47,932	1,765.250	84,611,963.00	
PUNJAB NATIONAL BANK	83,349	104.900	8,743,310.10	
STATE BANK OF INDIA	76,927	838.950	64,537,906.65	
UNION BANK OF INDIA	56,109	121.620	6,823,976.58	
YES BANK LTD	625,769	19.960	12,490,349.24	
BAJAJ FINANCE LTD	12,005	6,575.900	78,943,679.50	
BAJAJ FINSERV LTD	16,333	1,579.950	25,805,323.35	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	1,217	10,468.250	12,739,860.25	
BSE LTD	2,859	4,670.750	13,353,674.25	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	18,111	1,233.950	22,348,068.45	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	4,143	4,204.250	17,418,207.75	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	123,218	328.350	40,458,630.30	
MUTHOOT FINANCE LTD	5,191	1,917.050	9,951,406.55	
POWER FINANCE CORPORATION	61,445	495.300	30,433,708.50	
REC LTD	55,630	532.600	29,628,538.00	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	10,068	700.600	7,053,640.80	
SHRIRAM FINANCE LTD	11,734	3,019.650	35,432,573.10	
SUNDARAM FINANCE LTD	2,718	3,968.400	10,786,111.20	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	41,129	657.750	27,052,599.75	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	10,448	1,861.850	19,452,608.80	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	15,563	699.650	10,888,652.95	
PB FINTECH LTD	12,666	1,893.900	23,988,137.40	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	19,037	1,437.750	27,370,446.75	
HCL TECHNOLOGIES LTD	40,934	1,848.050	75,648,078.70	
INFOSYS LTD	143,161	1,857.850	265,971,663.85	
LTIMINDTREE LTD	3,273	6,172.400	20,202,265.20	
MPHASIS LTD	4,655	2,974.550	13,846,530.25	
ORACLE FINANCIAL SERVICES	882	11,696.450	10,316,268.90	

	PERSISTENT SYSTEMS LTD	4,385	5,905.650	25,896,275.25	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	39,326	4,270.850	167,955,447.10	
	TATA ELXSI LTD	1,296	6,670.750	8,645,292.00	
	TECH MAHINDRA LTD	23,191	1,712.300	39,709,949.30	
	WIPRO LTD	53,173	577.850	30,726,018.05	
	BHARTI AIRTEL LTD	111,334	1,627.150	181,157,118.10	
	INDUS TOWERS LTD	52,261	349.350	18,257,380.35	
	TATA COMMUNICATIONS LTD	4,533	1,755.100	7,955,868.30	
	VODAFONE IDEA LTD	1,045,879	8.360	8,743,548.44	
	ADANI GREEN ENERGY LTD	10,203	1,323.900	13,507,751.70	
	ADANI POWER LTD	27,929	554.800	15,495,009.20	
	GAIL INDIA LTD	106,573	199.460	21,257,050.58	
	JSW ENERGY LTD	18,832	654.650	12,328,368.80	
	NHPC LTD	120,274	81.440	9,795,114.56	
	NTPC LTD	188,060	363.650	68,388,019.00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	204,659	329.400	67,414,674.60	
	TATA POWER CO LTD	72,267	414.150	29,929,378.05	
	TORRENT POWER LTD	6,689	1,510.700	10,105,072.30	
	INFO EDGE INDIA LTD	2,865	8,255.300	23,651,434.50	
	DLF LTD	33,760	822.950	27,782,792.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	5,192	2,776.150	14,413,770.80	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	11,864	1,253.200	14,867,964.80	
	OBEROI REALTY LTD	6,215	2,007.350	12,475,680.25	
	PHOENIX MILLS LTD	8,608	1,656.250	14,257,000.00	
	PRESTIGE ESTATES PROJECTS	6,459	1,650.550	10,660,902.45	
	インド・ルピー小計	8,130,909		5,580,960,197.80 (9,934,109,152)	
インドネシア・ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA	658,700	2,080.000	1,370,096,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	65,100	26,775.000	1,743,052,500.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	278,700	9,000.000	2,508,300,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	1,349,151	855.000	1,153,524,105.00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	335,100	6,950.000	2,328,945,000.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	90,200	7,250.000	653,950,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	380,461	1,840.000	700,048,240.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	858,900	5,100.000	4,380,390,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	39,296,900	71.000	2,790,079,900.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	716,700	2,850.000	2,042,595,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	260,300	4,670.000	1,215,601,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	122,800	11,900.000	1,461,320,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	143,900	7,550.000	1,086,445,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	240,800	1,865.000	449,092,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	973,100	1,500.000	1,459,650,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	2,390,800	10,000.000	23,908,000,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,651,800	6,150.000	10,158,570,000.00	

	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	599,600	4,980.000	2,986,008,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	2,955,400	4,250.000	12,560,450,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	2,230,900	2,710.000	6,045,739,000.00	
インドネシア・ルピア小計		55,599,312		81,001,855,745.00 (769,517,630)	
ブラジル・ リアル	COSAN SA	42,588	10.190	433,971.72	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	162,700	42.620	6,934,274.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	195,300	38.900	7,597,170.00	
	PRIO SA	34,500	40.140	1,384,830.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	26,800	17.940	480,792.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	20,900	11.160	233,244.00	
	GERDAU SA-PREF	64,728	20.300	1,313,978.40	
	SUZANO SA	31,215	62.400	1,947,816.00	
	VALE SA	148,388	58.780	8,722,246.64	
	EMBRAER SA	30,500	58.130	1,772,965.00	
	WEG SA	72,860	53.940	3,930,068.40	
	CCR SA	46,500	11.030	512,895.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	41,930	37.580	1,575,729.40	
	RUMO SA	56,700	19.450	1,102,815.00	
	VIBRA ENERGIA SA	44,080	20.630	909,370.40	
	RAIA DROGASIL SA	51,280	24.040	1,232,771.20	
	AMBEV SA	199,000	12.730	2,533,270.00	
	BRF SA	25,600	24.810	635,136.00	
	JBS SA	36,300	37.320	1,354,716.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	38,000	13.880	527,440.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	213,319	2.700	575,961.30	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	33,700	27.050	911,585.00	
	HYPERA SA	13,000	19.520	253,760.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	76,981	11.130	856,798.53	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	221,536	12.630	2,797,999.68	
	BANCO DO BRASIL S.A.	71,200	24.770	1,763,624.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	208,800	32.600	6,806,880.00	
	ITAUSA SA	243,280	9.750	2,371,980.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	231,600	9.260	2,144,616.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	33,100	33.530	1,109,843.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	27,300	14.530	396,669.00	
	TOTVS SA	22,800	27.460	626,088.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	16,800	49.520	831,936.00	
	TIM SA	29,400	15.840	465,696.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	55,005	34.370	1,890,521.85	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	8,000	39.010	312,080.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	68,508	11.900	815,245.20	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	21,600	92.980	2,008,368.00	
	COMPANHIA PARANAENSE -PREF B	51,700	9.710	502,007.00	

	CPFL ENERGIA SA	7,300	32.620	238,126.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	6,450	38.000	245,100.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	49,900	30.610	1,527,439.00	
ブラジル・リアル小計		3,081,148		74,587,822.72 (1,876,003,082)	
チェコ・コ ルナ	KOMERCNI BANKA AS	3,370	815.000	2,746,550.00	
	MONETA MONEY BANK AS	12,093	123.000	1,487,439.00	
	CEZ AS	6,730	961.500	6,470,895.00	
チェコ・コルナ小計		22,193		10,704,884.00 (67,075,733)	
韓国・ウォ ン	HD HYUNDAI	2,022	77,800.000	157,311,600.00	
	SK INNOVATION CO LTD	2,672	114,600.000	306,211,200.00	
	S-OIL CORP	1,775	57,300.000	101,707,500.00	
	ENCHEM CO LTD	519	127,200.000	66,016,800.00	
	KOREA ZINC CO LTD	248	1,180,000.000	292,640,000.00	
	KUMHO PETROCHEMICAL CO LTD	531	98,800.000	52,462,800.00	
	LG CHEM LTD	2,074	284,000.000	589,016,000.00	
	LG CHEM LTD-PREFERENCE	227	190,000.000	43,130,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORP	723	64,500.000	46,633,500.00	
	POSCO HOLDINGS INC	3,104	282,500.000	876,880,000.00	
	SKC CO LTD	898	98,900.000	88,812,200.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	2,210	38,800.000	85,748,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	20,378	21,150.000	430,994,700.00	
	ECOPRO BM CO LTD	1,920	135,200.000	259,584,000.00	
	ECOPRO CO LTD	3,930	76,100.000	299,073,000.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	616	85,000.000	52,360,000.00	
	GS HOLDINGS	2,131	41,800.000	89,075,800.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	1,438	312,500.000	449,375,000.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	3,632	35,000.000	127,120,000.00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	1,074	349,500.000	375,363,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	1,057	220,000.000	232,540,000.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	1,948	204,500.000	398,366,000.00	
	HYUNDAI ROTEM COMPANY	3,657	50,600.000	185,044,200.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	3,106	58,400.000	181,390,400.00	
	L&F CO LTD	1,068	98,300.000	104,984,400.00	
	LG CORP	4,097	74,900.000	306,865,300.00	
	LG ENERGY SOLUTION	1,956	381,500.000	746,214,000.00	
	LS ELECTRIC CO LTD	737	144,000.000	106,128,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	1,465	172,300.000	252,419,500.00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	2,522	47,200.000	119,038,400.00	
	SAMSUNG C&T CORP	3,755	119,000.000	446,845,000.00	
	SAMSUNG E&A CO LTD	7,079	17,950.000	127,068,050.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	27,200	11,620.000	316,064,000.00	
	SK INC	1,385	136,600.000	189,191,000.00	

SK SQUARE CO LTD	3,944	73,500.000	289,884,000.00	
HMM CO LTD	10,696	17,960.000	192,100,160.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,482	123,000.000	182,286,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	8,899	25,950.000	230,929,050.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2,945	37,650.000	110,879,250.00	
HYUNDAI MOBIS CO LTD	2,697	239,500.000	645,931,500.00	
HYUNDAI MOTOR CO	5,975	218,500.000	1,305,537,500.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	1,565	160,200.000	250,713,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	913	157,000.000	143,341,000.00	
KIA CORP	10,581	92,900.000	982,974,900.00	
COWAY CO LTD	1,996	65,900.000	131,536,400.00	
LG ELECTRONICS INC	4,419	89,700.000	396,384,300.00	
HANJIN KAL CORP	1,262	80,300.000	101,338,600.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	261	263,500.000	68,773,500.00	
KT&G CORP	4,383	121,800.000	533,849,400.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	1,190	102,600.000	122,094,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	1,133	104,200.000	118,058,600.00	
LG H&H	359	310,500.000	111,469,500.00	
HLB INC	5,397	71,800.000	387,504,600.00	
ALTEOGEN INC	1,692	280,000.000	473,760,000.00	
CELLTRION INC	6,681	187,000.000	1,249,347,000.00	
HANMI PHARM CO LTD	246	272,500.000	67,035,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	745	975,000.000	726,375,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	1,453	103,400.000	150,240,200.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	902	47,100.000	42,484,200.00	
YUHAN CORP	2,342	115,400.000	270,266,800.00	
HANA FINANCIAL GROUP	11,955	62,400.000	745,992,000.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	11,154	14,880.000	165,971,520.00	
KAKAOBANK CORP	6,317	22,350.000	141,184,950.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	16,351	96,200.000	1,572,966,200.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	19,080	53,000.000	1,011,240,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	26,970	16,710.000	450,668,700.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	2,117	74,700.000	158,139,900.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	3,907	102,000.000	398,514,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	8,457	8,560.000	72,391,920.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES C	5,391	13,320.000	71,808,120.00	
DB INSURANCE CO LTD	1,789	109,200.000	195,358,800.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,389	392,500.000	545,182,500.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	3,201	107,100.000	342,827,100.00	
POSCO DX CO LTD	1,864	21,000.000	39,144,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	1,822	146,700.000	267,287,400.00	
LG DISPLAY CO LTD	11,601	9,480.000	109,977,480.00	
LG INNOTEK CO LTD	495	161,900.000	80,140,500.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	2,356	108,000.000	254,448,000.00	

	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	205,906	54,200.000	11,160,105,200.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	35,945	46,200.000	1,660,659,000.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	2,457	254,500.000	625,306,500.00	
	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	1,863	74,600.000	138,979,800.00	
	SK HYNIX INC	23,664	159,900.000	3,783,873,600.00	
	LG UPLUS CORP	6,942	11,590.000	80,457,780.00	
	SK TELECOM	2,212	61,400.000	135,816,800.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	12,055	23,900.000	288,114,500.00	
	HYBE CO LTD	1,096	195,200.000	213,939,200.00	
	KAKAO CORP	14,025	40,100.000	562,402,500.00	
	KRAFTON INC	1,234	312,000.000	385,008,000.00	
	NAVER CORP	6,358	206,500.000	1,312,927,000.00	
	NCSOFT CORP	485	237,500.000	115,187,500.00	
	NETMARBLE CORP	1,568	53,000.000	83,104,000.00	
	韓国・ウォン小計	649,338		44,955,891,280.00 (4,828,262,722)	
マレーシ ア・リン ギット	PETRONAS DAGANGAN BHD	10,400	19.600	203,840.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	105,000	4.660	489,300.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	175,700	4.640	815,248.00	
	GAMUDA BHD	84,800	8.900	754,720.00	
	SIME DARBY BERHAD	93,800	2.280	213,864.00	
	SUNWAY BHD	92,600	4.850	449,110.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	46,600	10.600	493,960.00	
	MISC BHD	61,600	7.250	446,600.00	
	GENTING BHD	78,200	3.740	292,468.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	124,300	2.160	268,488.00	
	MR DIY GROUP M BHD	136,150	1.810	246,431.50	
	IOI CORP BHD	101,000	3.800	383,800.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	21,300	20.860	444,318.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	2,300	96.700	222,410.00	
	PPB GROUP BERHAD	30,140	13.120	395,436.80	
	QL RESOURCES BHD	81,525	4.870	397,026.75	
	SD GUTHRIE BHD	80,400	4.810	386,724.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	85,700	7.260	622,182.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	108,500	5.390	584,815.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	332,500	8.250	2,743,125.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	31,700	20.680	655,556.00	
	MALAYAN BANKING BHD	227,100	10.200	2,316,420.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	644,500	4.470	2,880,915.00	
	RHB BANK BHD	73,100	6.760	494,156.00	
	INARI AMERTRON BHD	125,200	2.760	345,552.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	89,500	2.340	209,430.00	
	CELCOMDIGI BHD	172,700	3.580	618,266.00	
	MAXIS BHD	85,300	3.470	295,991.00	

	TELEKOM MALAYSIA BHD	56,700	6.350	360,045.00	
	PETRONAS GAS BHD	30,700	17.840	547,688.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	129,400	13.660	1,767,604.00	
	YTL CORP BHD	149,000	2.080	309,920.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	108,600	3.400	369,240.00	
	マレーシア・リングgit小計	3,776,015		22,024,650.05 (743,664,510)	
南アフリ カ・ランド	EXXARO RESOURCES LTD	11,192	166.920	1,868,168.64	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	3,913	593.770	2,323,422.01	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	22,305	452.200	10,086,321.00	
	GOLD FIELDS LTD	39,689	256.140	10,165,940.46	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	23,472	165.000	3,872,880.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	38,529	101.990	3,929,572.71	
	KUMBA IRON ORE LTD	2,544	332.570	846,058.08	
	SASOL LTD	24,977	87.870	2,194,728.99	
	SIBANYE STILLWATER LTD	119,878	17.880	2,143,418.64	
	BIDVEST GROUP LTD	14,536	276.090	4,013,244.24	
	NASPERS LTD-N SHS	7,250	4,068.000	29,493,000.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	97,392	26.730	2,603,288.16	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	38,194	62.840	2,400,110.96	
	BID CORP LTD	13,980	441.210	6,168,115.80	
	CLICKS GROUP LTD	9,867	392.900	3,876,744.30	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	21,011	295.790	6,214,843.69	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	15,681	165.650	2,597,557.65	
	ABSA GROUP LTD	34,551	172.500	5,960,047.50	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	3,798	3,261.180	12,385,961.64	
	NEDBANK GROUP LTD	19,433	288.780	5,611,861.74	
	STANDARD BANK GROUP LTD	57,686	236.880	13,664,659.68	
	FIRSTRAND LTD	217,585	76.940	16,740,989.90	
	REINET INVESTMENTS SCA	6,542	479.580	3,137,412.36	
	REMGRO LTD	23,684	150.680	3,568,705.12	
	DISCOVERY LTD	22,003	192.690	4,239,758.07	
	OLD MUTUAL LTD	229,857	12.690	2,916,885.33	
	OUTSURANCE GROUP LTD	34,388	64.650	2,223,184.20	
	SANLAM LTD	77,559	88.100	6,832,947.90	
	MTN GROUP LTD	76,789	80.740	6,199,943.86	
	VODACOM GROUP LTD	25,348	101.320	2,568,259.36	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	28,260	139.760	3,949,617.60	
	南アフリカ・ランド小計	1,361,893		184,797,649.59 (1,530,124,539)	
タイ・バー ツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	56,500	127.500	7,203,750.00	
	PTT PCL-NVDR	438,500	32.250	14,141,625.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	52,500	37.750	1,981,875.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	78,600	25.250	1,984,650.00	

	SIAM CEMENT PCL-NVDR	31,300	183.500	5,743,550.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	178,800	60.750	10,862,100.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY-NVDR	348,900	7.300	2,546,970.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	126,300	26.750	3,378,525.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	63,391	33.500	2,123,598.50	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	235,400	9.450	2,224,530.00	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	110,600	14.100	1,559,460.00	
	CP ALL PCL-NVDR	260,400	61.250	15,949,500.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	75,988	34.750	2,640,583.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	154,600	23.900	3,694,940.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	501,200	25.250	12,655,300.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	28,500	208.000	5,928,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	23,700	150.500	3,566,850.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	171,100	20.000	3,422,000.00	
	SCB X PCL-NVDR	40,500	114.500	4,637,250.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	1,077,800	1.760	1,896,928.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	50,200	46.750	2,346,850.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	138,400	150.500	20,829,200.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	49,900	285.000	14,221,500.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	35,900	95.000	3,410,500.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	474,567	11.100	5,267,693.70	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	130,000	60.500	7,865,000.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	89,900	60.000	5,394,000.00	
	タイ・パーツ小計	5,023,446		167,476,728.20 (728,523,768)	
ポーランド・ズロチ	ORLEN SA	23,604	51.020	1,204,276.08	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	5,950	127.250	757,137.50	
	BUDIMEX	546	471.400	257,384.40	
	LPP SA	48	15,660.000	751,680.00	
	ALLEGRO.EU SA	23,505	28.770	676,238.85	
	DINO POLSKA SA	1,969	385.900	759,837.10	
	ALIOR BANK SA	4,307	91.300	393,229.10	
	BANK PEKAO SA	8,417	135.650	1,141,766.05	
	MBANK SA	768	530.000	407,040.00	
	PKO BANK POLSKI SA	38,990	55.900	2,179,541.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	1,762	437.200	770,346.40	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	26,585	44.200	1,175,057.00	
	PGE SA	36,813	6.728	247,677.86	
	CD PROJEKT SA	2,415	167.200	403,788.00	
	ポーランド・ズロチ小計	175,679		11,124,999.34 (409,553,501)	
ハンガリー・フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	17,123	2,678.000	45,855,394.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	5,767	10,400.000	59,976,800.00	
	OTP BANK PLC	9,838	21,170.000	208,270,460.00	
	ハンガリー・フォリント小計	32,728		314,102,654.00	

				(120,361,938)	
ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	4,436	31.060	137,782.16	
	FF GROUP	123	4.800	590.40	
	OPAP SA	7,358	15.510	114,122.58	
	JUMBO SA	4,834	24.680	119,303.12	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	91,747	1.466	134,501.10	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	118,754	2.000	237,508.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	37,452	6.666	249,655.03	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	47,986	3.465	166,271.49	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	7,649	14.940	114,276.06	
	PUBLIC POWER CORP	8,551	11.450	97,908.95	
ユーロ小計		328,890		1,371,918.89 (217,119,884)	
合 計		144,724,190		43,984,447,995 (43,984,447,995)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	20銘柄	2.5%	3.0%
香港・ドル	株式	150銘柄	19.8%	23.8%
台湾・ドル	株式	88銘柄	17.8%	21.4%
エジプト・ポンド	株式	3銘柄	0.1%	0.1%
トルコ・リラ	株式	17銘柄	0.6%	0.7%
メキシコ・ペソ	株式	18銘柄	1.3%	1.6%
フィリピン・ペソ	株式	13銘柄	0.5%	0.6%
チリ・ペソ	株式	11銘柄	0.4%	0.5%
コロンビア・ペソ	株式	3銘柄	0.1%	0.1%
インド・ルピー	株式	157銘柄	18.8%	22.6%
インドネシア・ルピア	株式	20銘柄	1.5%	1.7%
ブラジル・レアル	株式	42銘柄	3.6%	4.3%
チェコ・コルナ	株式	3銘柄	0.1%	0.2%
韓国・ウォン	株式	92銘柄	9.1%	11.0%
マレーシア・リンギット	株式	33銘柄	1.4%	1.7%
南アフリカ・ランド	株式	31銘柄	2.9%	3.5%
タイ・バーツ	株式	27銘柄	1.4%	1.7%
ポーランド・ズロチ	株式	14銘柄	0.8%	0.9%
ハンガリー・フォリント	株式	3銘柄	0.2%	0.3%
ユーロ	株式	10銘柄	0.4%	0.5%

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	オフショア・人民元	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	2,480,000.00	100,241,600.00	

	オフショア・人民元小計		2,480,000.00	100,241,600.00 (2,074,279,380)	
投資信託受益証券合計				2,074,279,380 (2,074,279,380)	
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	74,731.00	2,437,650.48	
		ISHARES MSCI QATAR ETF	148,949.00	2,712,361.29	
		ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	328,235.00	13,477,329.10	
		ISHARES MSCI UAE ETF	269,024.00	4,184,399.29	
	アメリカ・ドル小計		820,939.00	22,811,740.16 (3,426,779,607)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	642,700.00	7,159,678.00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	20,875.00	3,362,127.50	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	74,500.00	13,324,325.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	45,560.00	2,749,090.40	
		TRUST FIBRA UNO	117,000.00	2,483,910.00	
	メキシコ・ペソ小計		900,635.00	29,079,130.90 (214,045,668)	
	ブラジル・レアル	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	49,300.00	1,492,804.00	
		ENERGISA SA-UNITS	11,000.00	442,310.00	
		KLABIN SA - UNIT	34,430.00	764,690.30	
	ブラジル・レアル小計		94,730.00	2,699,804.30 (67,904,398)	
投資証券合計				3,708,729,672 (3,708,729,672)	
合 計				5,783,009,052 (5,783,009,052)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	4銘柄	-	6.5%	59.3%
メキシコ・ペソ	投資証券	5銘柄	-	0.4%	3.7%
ブラジル・レアル	投資証券	3銘柄	-	0.1%	1.2%
オフショア・人民元	投資信託受益証券	1銘柄	3.9%	-	35.9%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 （2024年12月 2日現在）	第15期中間計算期間 （2025年 6月 2日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	46,825	39,979
コール・ローン	8,638,613	11,649,152
親投資信託受益証券	7,572,395,638	8,091,888,167
未収入金	1,150,498	-
流動資産合計	7,582,231,574	8,103,577,298
資産合計	7,582,231,574	8,103,577,298
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,806,696	11,639,728
未払受託者報酬	1,263,054	1,293,652
未払委託者報酬	13,052,012	13,368,193
その他未払費用	168,325	172,404
流動負債合計	24,290,087	26,473,977
負債合計	24,290,087	26,473,977
純資産の部		
元本等		
元本	3,895,565,715	4,022,602,995
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,662,375,772	4,054,500,326
（分配準備積立金）	1,444,307,736	1,341,459,198
元本等合計	7,557,941,487	8,077,103,321
純資産合計	7,557,941,487	8,077,103,321
負債純資産合計	7,582,231,574	8,103,577,298

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期中間計算期間 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日	第15期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日
営業収益		
受取利息	1,378	20,163
有価証券売買等損益	968,257,651	279,877,106
営業収益合計	968,259,029	279,897,269
営業費用		
支払利息	866	-
受託者報酬	1,079,464	1,293,652
委託者報酬	11,154,899	13,368,193
その他費用	143,899	172,404
営業費用合計	12,379,128	14,834,249
営業利益又は営業損失（ ）	955,879,901	265,063,020
経常利益又は経常損失（ ）	955,879,901	265,063,020
中間純利益又は中間純損失（ ）	955,879,901	265,063,020
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	35,154,856	13,012,382
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,518,842,234	3,662,375,772
剰余金増加額又は欠損金減少額	383,149,277	414,374,675
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	383,149,277	414,374,675
剰余金減少額又は欠損金増加額	282,789,229	274,300,759
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	282,789,229	274,300,759
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,539,927,327	4,054,500,326

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第15期中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2024年12月3日から2025年6月2日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第14期 (2024年12月2日現在)	第15期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	3,895,565,715口	4,022,602,995口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.9401円 (1万口当たりの純資産額19,401円)	1口当たり純資産額 2.0079円 (1万口当たりの純資産額20,079円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第15期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第14期 (2024年12月2日現在)	第15期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
期首元本額	3,584,193,460円	3,895,565,715円
期中追加設定元本額	963,333,656円	417,881,807円
期中一部解約元本額	651,961,401円	290,844,527円

(参考)

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンドは、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年6月2日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	2,971,791,698
金銭信託	701,638
コール・ローン	204,443,689
株式	49,078,875,946
投資信託受益証券	2,107,220,931
投資証券	4,123,876,950
派生商品評価勘定	79,910,133
未収入金	166,500,562
未収配当金	103,381,032
差入委託証拠金	1,032,276,886
流動資産合計	59,868,979,465
資産合計	59,868,979,465
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	17,336,430
未払金	1,369,910,795

流動負債合計	1,387,247,225
負債合計	1,387,247,225
純資産の部	
元本等	
元本	26,815,223,171
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	31,666,509,069
元本等合計	58,481,732,240
純資産合計	58,481,732,240
負債純資産合計	59,868,979,465

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年6月2日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	26,815,223,171口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1809円 (1万口当たりの純資産額21,809円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（ 2025年6月2日現在 ）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年6月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT JUN25	3,163,443,569	-	3,227,195,898	63,752,329
	小計	3,163,443,569	-	3,227,195,898	63,752,329
合 計		3,163,443,569	-	3,227,195,898	63,752,329

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	176,059,846	-	174,880,107	1,179,739
	小計	176,059,846	-	174,880,107	1,179,739
	売建				

	タイ・パーツ	159,846	-	158,733	1,113
	小計	159,846	-	158,733	1,113
	合 計	176,219,692	-	175,038,840	1,178,626

(注) １．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年6月2日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	25,103,281,976円
同期中における追加設定元本額	3,288,904,948円
同期中における一部解約元本額	1,576,963,753円
2025年6月2日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	14,253,558,361円
三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド	3,710,343,513円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	14,849,677円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	166,576,863円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	106,949,909円
イオン・バランス戦略ファンド	27,835,731円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	78,070,105円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	135,431,523円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	108,232,328円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	537,607,121円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	360,538,920円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	583,375,798円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	186,774,455円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	21,392,252円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	451,419,228円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	5,599,175,628円
三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド	85,506,944円

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	44,476,483円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	28,608,005円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	29,623,949円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	21,328,766円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	17,129,388円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	148,182円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	9,694,729円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	63,319,785円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	66,249,058円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	26,377,041円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	349,323円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	458,942円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	516,256円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	637,989円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	1,692,689円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	208,013円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	76,766,217円
合 計	26,815,223,171円

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド

2025年6月30日現在

資産総額	8,667,193,178円
負債総額	10,115,228円
純資産総額（ - ）	8,657,077,950円
発行済口数	4,025,849,768口
１口当たり純資産額（ / ） （１万口当たり純資産額）	2.1504円 (21,504円)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年6月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近５年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

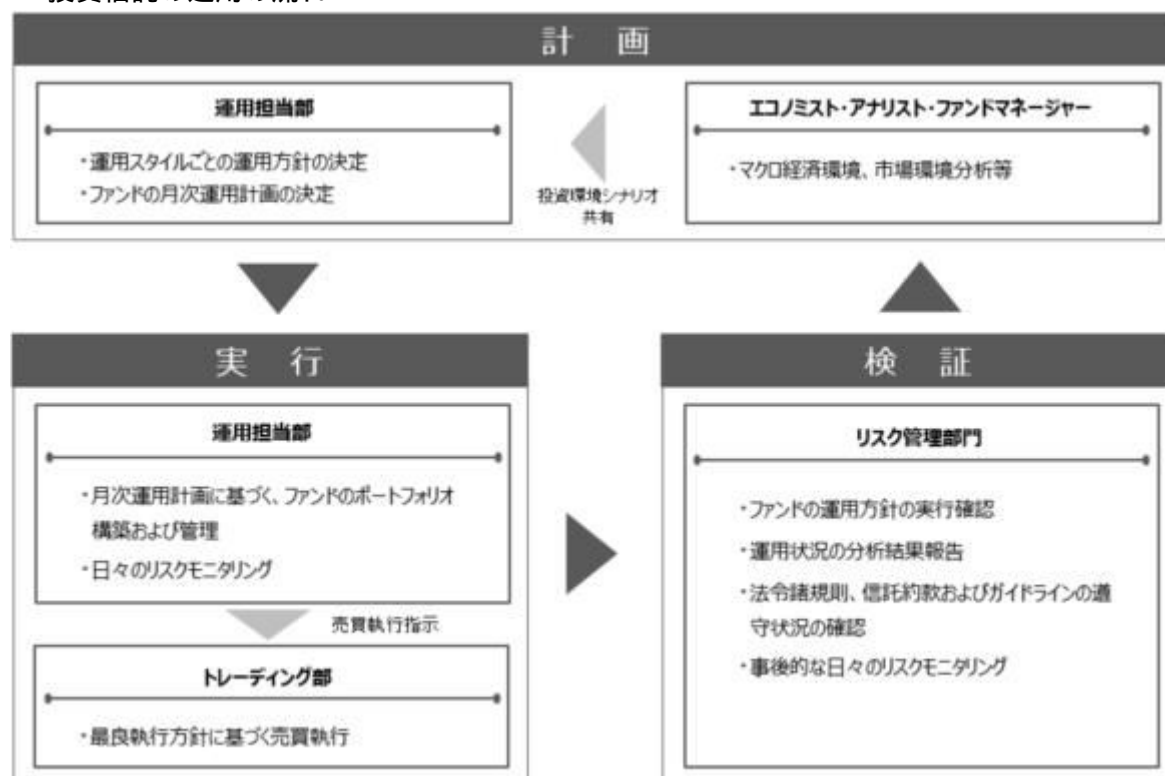
取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年6月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	651	13,503,537
単位型株式投資信託	75	618,632
追加型公社債投資信託	1	22,167
単位型公社債投資信託	125	186,784
合 計	852	14,331,120

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-

有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん	101,101	511,487
顧客関連資産	2,740,868	2,436,327
電話加入権	9,332,065	7,218,790
商標権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177

営業利益	6,371,877	10,392,045
------	-----------	------------

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	1	14,096,622
特別利益合計		14,096,622
特別損失		
固定資産除却損	2	12,385
固定資産売却損		-
投資有価証券評価損		-
特別損失合計		12,385
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	1,314,394	162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～30年

器具備品 4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1．リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2．金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)

建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	- 千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注１）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、

時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（其他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

３．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友 フィナンシャル グループ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注)子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィ ルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持 株会社)	-	-	子会社株式の売却 (売却価格)	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682		

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(１株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注)１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

- イ 受託会社
 - (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社

- （ロ）資本金の額 342,037百万円（2024年3月末現在）
- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2024年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2024年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社長野銀行	13,017	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
Ｊトラストグローバル証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
住友生命保険相互会社	689,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595	保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

Ｊトラストグローバル証券株式会社の資本金の額は、2023年12月末現在です。

楽天証券株式会社の資本金の額は、2023年12月末現在です。

住友生命保険相互会社の資本金の額の箇所には、基金および基金償却積立金の合計額を記載しております。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）

販売会社である住友生命保険相互会社は、委託会社株式を10.4％保有しています。

販売会社である三井住友海上火災保険株式会社は、委託会社株式を15.0％保有しています。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
 - (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
 - (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
 - (3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
 - (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
 - (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
 - (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
 - (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
 - (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
 - (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
 - (10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
 - (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC新興国株式インデックスファンドの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DC新興国株式インデックスファンドの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC新興国株式インデックスファンドの2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DC新興国株式インデックスファンドの2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。